

農林水産省の取組

消費・安全対策交付金

・都道府県、市町村及び生産者・事業者団体等が実施する食品トレーサビリティの普及推進活動に対し、交付金を交付しています。（交付率1/2以内）

主な事業内容

- (1) 促進方策等の検討
- (2) 普及推進活動の実施
- (3) 実態調査の実施



食品トレーサビリティ 「実践的なマニュアル」

・生産者や流通加工業者が食品トレーサビリティに取り組む上でのノウハウ面での課題を解消し、食品トレーサビリティの取組を促進するため、「実践的なマニュアル」を作成し、当省のホームページ※に掲載しています。

総論

[理論編]
取組の意味や効果、用語の解説など

各論

[実践編] 業種ごとの取組の進め方など

取組手法編

記録様式集など
(各論を補充するもの)

製造・加工業

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」
各論 製造・加工業編

卸売業

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」
各論 卸売業編

小売業

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」
各論 小売業編

外食・中食業

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」
各論 外食・中食業編

農業

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」
各論 農業編

畜産業

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」
各論 畜産業編

漁業

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」
各論 漁業編

取組手法

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」
取組手法編

※農林水産省のHP（食品トレーサビリティのサイト）
<http://www.maff.go.jp/j/syuan/seisaku/trace/index.html>



●お問い合わせ先

地域	担当部署	電話番号	地域	担当部署	電話番号
農林水産省	消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5716	東海	東海農政局 消費生活課	052-223-4651
北海道	北海道農政事務所 消費生活課	011-330-8813	近畿	近畿農政局 消費生活課	075-414-9771
東北	東北農政局 消費生活課	022-221-6095	中四国	中国四国農政局 消費生活課	086-224-9428
関東	関東農政局 消費生活課	048-740-0357	九州	九州農政局 消費生活課	096-300-6126
北陸	北陸農政局 消費生活課	076-232-4227	沖縄	沖縄総合事務局 消費・安全課	098-866-1672

食品トレーサビリティに TRACEABILITY 取り組みましょう！

トレーサビリティとは、
食品の移動を
把握できることです。



生産者



製造・加工業者

消費者



外食・中食業者

みんながつながっていると安心。



卸売業者



小売業者



農林水産省

